

平成 29 年 1 月 10 日

霧島市長殿

霧島市霧島田口 2703 番地 99

中村満雄 70 歳

情報公開異議申し立て

1. 私は平成 28 年 10 月 18 日に以下の開示請求を行いました。
『霧島市牧園町宿窪田 3681-47 の市有であった畑が合同会社霧島龍馬ソーラパークに売却されています。この財産処分に関する書類の全ての開示を要請します。』
2. これに対し平成 28 年 11 月 10 日付け『牧地第 167』で開示を受けました。
3 項に記述する資料の処分価格が以下の理由で非開示となりました。
霧島市情報公開条例第 5 条第 6 号イに該当
(不開示理由)
処分価格等に関する情報については、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、同号イに規定する『契約又は交渉に係る事務に関し地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ』があるものに該当するため、不開示とします。
3. 処分価格が記載されている資料
 - ① 起案書（霧島市公有財産取得委員会資料について）
 - ② 起案書（平成 27 年度第 3 回霧島市公有財産取得委員会資料について（復命））
 - ③ 起案書（市有財産払下げ（用途廃止及び機能付替）申請事前申出書について）
 - ④ 起案書（市有財産（土地）売買契約について）
 - ⑤ 土地売買契約書
4. 霧島市情報公開条例第 5 条第 6 号イは以下のような条文です。
『契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ』
5. 市は公有財産の取得、管理及び処分の適正を期する義務があります。
市民は取得、管理及び処分が適正に行われているかを知る権利があります。
小田工業団地を日本郵便輸送株式会社へ売却した事案、上小川工業団地を京都セラミックへ売却した事案等、公有財産を売却した場合、単価、売買金額等は議会で明らかにされています。市の管理する情報は原則開示されるべきであって、市が不開示の理由とした『霧島市情報公開条例第 5 条第 6 号イ』に該当し『当事者としての地位を不当に害するおそれ』があるとは思えません。市民の知る権利を不当に制限し不開示とした判断に対し異議を申し立てます。